

【土壌汚染対策法】

①土壌汚染状況調査結果報告書(法第3条第1項)

概要	水質汚濁防止法及び下水道法上の有害物質使用特定施設の廃止に伴い、土壌汚染状況調査の義務が生じたことによって実施した調査の結果を報告するものです。
提出書類	土壌汚染対策法 土壌汚染状況調査結果報告書(様式第一)
提出書類(紙文書)	土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	調査の義務が生じた日から120日以内
提出者	水質汚濁防止法及び下水道法上の有害物質使用特定施設の廃止に伴い、土壌汚染状況調査を実施した方 (窓口を持参するのはどなたでも構いません)

②土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

概要	水質汚濁防止法及び下水道法上の有害物質使用特定施設の廃止に伴って土壌汚染状況調査の義務が生じたが、調査対象地が引き続き工場・事業場の用途に供されるなどの理由により、調査義務の猶予を申請するものです。
提出書類	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none">1. 法第3条第1項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地の場所を明らかにした図面2. 法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	調査の義務が生じた日から120日以内
提出者	有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等 (窓口を持参するのはどなたでも構いません)

③土地利用方法変更届出書

概要	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地において、当該土地利用方法を変更する場合に、土地の所有者等がその旨をあらかじめ届け出るものです。
提出書類	土壤汚染対策法 土地利用方法変更届出書
提出書類(紙文書)	1. 法第3条第1項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地の場所を明らかにした図面 2. 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	土地利用方法の変更に着手する前(あらかじめ)
提出者	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等 (窓口を持参するのはどなたでも構いません)

④承継届出書

概要	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により、当該土地の所有者等に変更があったときに、地位を承継した者がその旨を届け出るものです。
提出書類	土壤汚染対策法 承継届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	地位の承継があった場合は遅延なく
提出者	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した者 (窓口を持参するのはどなたでも構いません)

⑤一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(法第3条第7項)

概要	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について、土壤汚染の有無に関らず、解体、建築、整備等によって一定の規模以上の土地を形質の変更をする場合に届け出るものです。ただし、一定の規模は原則 900 平方メートルです。
提出書類	土壤汚染対策法 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(法第3条第7項)
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図、立面図及び断面図(掘削部分と盛土部分を区別して表示) 2. 土地所有者等の所在が明らかとなる書面(1.登記事項証明書等、2.公図の写し) ※1 届出者が当該土地所有者等でない場合に添付してください。 ※2 調査命令を発出する際、届出者に提出を依頼する場合があります。
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで
提出者	土地の形質の変更をしようとする者 (窓口を持参する方はどなたでも構いません)

⑥一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(法第4条第1項)

概要	土壤汚染の有無に関らず、解体、建築、整備等によって一定の規模以上の土地を形質の変更をする場合に届け出るものです。ただし、一定の規模は原則 3,000 平方メートルですが、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場等の敷地等においては 900 平方メートルとなります。
提出書類	土壤汚染対策法 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(法第4条第1項)
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none"> 3. 土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図、立面図及び断面図(掘削部分と盛土部分を区別して表示) 4. 土地所有者等の所在が明らかとなる書面(1.登記事項証明書等、2.公図の写し) ※1 届出者が当該土地所有者等でない場合に添付してください。 ※2 調査命令を発出する際、届出者に提出を依頼する場合があります。
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで
提出者	土地の形質の変更をしようとする者 (窓口を持参する方はどなたでも構いません)